

# 憲法週間

5月3日の憲法記念日を含む5月1日から7日は「憲法週間」です。

みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

- 一人ひとりが人間として幸せに生きるために、生まれながらに持っている固有の権利を人権といいます。「職業選択の自由」「幸福を追求する権利」「教育を受ける権利」などの基本的人権は、憲法で保障されています。だれもが平等で明るく幸せに暮らせる社会を築くためにお互いの人権を尊重し、憲法を守り育てましょう。

## 憲法週間の行事

羽曳野市では、憲法週間に街頭啓発、特設人権相談などを実施します。羽曳野市人権啓発推進協議会委員が「人権」の大切さを伝えながら、啓発物品をお配りします。また、平和の尊さ、人権の大切さを理解してもらうため、『平和展&人権展』を開催します。

◆**街頭啓発** 日時 5月5日(祝) 9:45～  
場所 峰塚公園 (市民フェスティバル会場内)

◆**平和展&人権展**  
日時 5月5日(祝) 10:00～15:00  
場所 LIC はびきの  
(市民フェスティバル「平和展&人権展」会場)

## 特設人権相談

毎日の暮らしの中で起こるさまざまな人権問題の解決を図るため、人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は必ず守ります。

①日時 5月5日(祝) 10:00～12:00、13:00～15:00  
場所 LIC はびきの  
(市民フェスティバル「平和展&人権展」会場)

②日時 5月17日(金) 14:00～16:00  
場所 陵南の森総合センター

③日時 5月31日(金) 10:00～12:00、13:00～15:00  
場所 市役所別館3階会議室

※③は6月1日の「人権擁護委員の日」にちなみ開設します。  
(①・②・③とも予約不要、直接会場へお越しください。)

## はびきの中学生study-0

5月11日(土)開講!

参加者募集

開講式・オリエンテーションを実施

【日時】5月11日(土) 9:30～  
【場所】市役所別館3階



土日に無料で参加できる学習の場を提供します。予習、復習、テスト勉強など目的に合わせて個別にとことん指導します!

<場所> (東教室) 市役所内会議室  
(西教室) 羽曳野市福祉協議会西部事務所1階  
(あいあいハウス) および支所

10年間の実績のべ参加者数 13,537人

## 小・中学生スポーツクラブ

5月11日(土)開幕!

はびスポ

経験ある職員らによるスポーツ教室を開催します!  
種目は女子サッカーと男女硬式テニスです。

<対象> 市内在住または在学の小・中学生  
(学年は以下のとおり)

【女子サッカー】小学1年生～中学3年生

【硬式テニス】小学4年生～中学3年生

<場所> はびきの埴生学園グラウンド、茶山テニスコート

<時間> 月3回程度実施 (年間約30回)

【女子サッカー】9:30～11:30

【硬式テニス】(1部) 13:00～14:30

(2部) 15:00～16:30



### 申込方法

study-0

はびスポ

- ・申込書に必要事項を記入し、郵送またはご持参ください。
- ・詳しくは、市ウェブサイトまたはお問い合わせください。
- ※ study-0 の申込書は市ウェブサイトからもダウンロード可能

【担当】〒583-8585

羽曳野市役所 政策推進課  
特命プロジェクトチーム

【問合せ】☎072-958-1111 内線 3530

# 羽曳野市手話言語条例

「羽曳野市手話言語条例」が平成31年4月1日に施行されました。

この条例は、手話に対する理解や普及により、すべての市民が共生できる地域社会の実現を目的としています。

手話は、音声言語とは異なり、手や指、体などの動きや顔の表情を使うことにより、視覚的に表現する言語です。手話をより深く理解し、手話を学び、手話による意思疎通を普及させることで、ともに支えあいながら安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。

※ろう者とは、手話を主な意思疎通の手段として用いる聴覚障害者をいいます。

羽曳野市では、毎年「手話教室(入門課程・基礎課程)」を開催しています。

また、ろう者とともに手話の学習や交流を行っている手話サークルもあります。手話を始めてみませんか?

【申込・問合せ】障害福祉課 ☎072-958-1111 内線 1151

## 手話サークル「はばたき」

昼: 毎週(水) 13:00～15:00

市役所別館

夜: 毎週(金) 19:00～21:00

市民会館

